

電子契約の導入に関する事業者向け説明会

このまちとみんなの未来に 繋よびけ



令和7年3月18日（火）
大仙市総務部契約検査課

項目（目次）

1. 電子契約の対象となる契約
2. 電子契約の利用にあたってのお願い
3. 大仙市からのお知らせ
4. 電子契約のメリット
5. ご不明点の問い合わせ方法

1. 電子契約の対象となる契約

電子契約の運用については、当面の間は
令和7年4月1日以降に公告される入札案件が対象となります。

随意契約案件については、順次、運用の予定です。

※お知らせ等は、ホームページでご確認願います。

対象案件

条件付き一般競争入札（建設工事、建設コンサルタント業務等）

公募型指名競争入札（物品調達、役務の提供 等）

なお、受注者は紙での契約又は電子契約を選択することができます。

※法令等の定めにより書面とされたもの、又は市の規定による場合（現在、精査中）には、
従前通りの紙契約をお願いする場合もあります。

2. 電子契約の利用にあたってのお願い

電子契約を利用して契約を締結する際には、契約案件ごとに

「電子契約利用申出書」を提出していただく必要があります。

※単体用（契約者1者）と共同企業体用（複数業者）があります。

様式第1号（第7条関係）

大仙市長 様

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

電子契約利用申出書（単体用）

大仙市と電子契約サービスを利用して行う契約締結について、注意事項を確認した上で、同意します。契約締結権限者、契約締結を利用するメールアドレスは、次のとおりです。

確認者①【契約締結権限者】 ※必須。

役職		氏名	
メールアドレス			

確認者②【担当者】 ※確認者②は必要がなければ省略できます。確認者①との同一メールは不可。

役職		氏名	
メールアドレス			

※この様式は案となります。

◆ 「電子契約利用申出書」への記載内容

①契約締結権者名及び契約担当者名の職氏名

※同一の場合は契約担当者名は不要です。

②利用するメールアドレス

※「利用するメールアドレス」の契約締結権者については、原則として代表者又は受任者としてください。

ただし、社内規程等により契約締結の権限を有する者であればその限りではありません。

市への届出又はお知らせ等の必要はありません。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

大仙市長 様

電子契約利用申出書（共同企業体用）

大仙市と電子契約サービスを利用して行う契約締結について、注意事項を確認した上で、同意します。
契約締結権者、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

案件名	
-----	--

【契約締結権者】※契約締結権者（代表構成員）は必須。それ以外は任意とし、不要な場合は空欄可。

共同企業体名称	
---------	--

契約締結権者 (代表構成員)	商号または名称
	所在地
	役職
	代表者氏名
	メールアドレス
	電話番号

契約締結権者 (他の構成員1)	商号または名称
	所在地
	役職
	代表者氏名
	メールアドレス
	電話番号

契約締結権者 (他の構成員2)	商号または名称
	所在地
	役職
	代表者氏名
	メールアドレス
	電話番号

【確認者】※任意。この契約事務を担当する方を記載してください。不要な場合は空欄可。

	商号又は名称	氏名	役職	電話番号（内線）
代表構成員				
他の構成員1				
他の構成員2				

※この様式は案となります。

◆ 「電子契約利用申出書（JV用）」 への記載内容

単体用に構成員に係る「商号又は名称」、
「所在地」等が追加されています。

◆ 共同企業体用の記載にあたっての注意点

【契約締結権者（他の構成員○）】は、
必要に応じて適宜、記載欄を増やして
設定することは可能です。

※後日、市のホームページに
申出書様式を掲載します。

建設工事請負契約においては、「電子契約利用申出書」の提出により、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾することになります。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

【参考（建設業法）】

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

契約書の種類	これまでの対応	電子契約の対象の有無
契約書（当初）	本市と受注者双方で書面の契約書を取り交わす	対象
請書（注文書）	受注者から本市に書面で1部提出	対象
変更契約	本市と受注者双方で書面の契約書を取り交わす	対象
契約解除	本市と受注者双方で書面の契約書を取り交わす	対象

※電子契約利用申出書の提出案件については、電子契約で行います。

当該案件に、変更契約があった際にも電子契約で行うことになりますが、電子契約で実施することを撤回したい場合には、申出（文書又は電子メール）をしていただく必要があります。

3. 大仙市からのお知らせ

電子契約では、契約書に記載された契約日と電子契約での双方の承認日（タイムスタンプとして記録）については、一致しない場合があります。

紙の契約書の場合は、契約書に記載された日と契約の取り交しが完了した日が異なっていても、契約書に記載された日が有効となっています。

電子契約の場合には、実際の取り交しが完了した日（タイムスタンプの最終承認日）が付されるため、効力発生日を実際の取り交しが完了した日か契約書に記載された契約日とするかについては、各自治体の裁量となります。

大仙市では、「**契約書に記載された契約日**」を効力発生日とします。

そのため、契約書に記載された日と実際の取り交しが完了した日までの間に行われた行為については、事業者の方に追認していただくことになります。

※契約事項に追認条項を盛り込みます。

電子契約の手続きについて

電子契約の送信順は、

原則として、市の契約事務担当者、契約相手方（担当者）、契約相手方（契約締結権限者）、市の契約承認者の順で行います。

ただし、契約相手方が契約している他の電子契約サービスを用いて電子契約したい場合には事前に協議願います。

この場合の送信順は、

契約相手方（担当者）、契約相手方（契約締結権限者）、市の契約事務担当者、市の契約承認者の順となります。

4. 電子契約のメリット

1. 契約事務にかかる作業が不要（印刷、製本、郵送、押印、書類保管の作業）
2. 契約締結までの時間短縮（郵送作業又は来庁に係る時間の短縮）
3. 経費削減（印紙代、紙代、コピー代、郵送代、封筒代の削減）
4. ウェブ上で契約事務が完結（メール受信、契約内容をシステム上で同意）
→特段の設備導入は不要でインターネット環境（電子メール）で
時間と場所に関わらず、いつでもどこでも契約締結が可能。

手元に契約書が無いと不安ということもあります、書類紛失等のリスクも回避することができます。

電子契約には多くのメリットがあり、事業者の皆様にとって利便性向上に大きく貢献できるものと期待しております。

案件ごとに紙での契約、電子契約は選択することはできますが、積極的な活用について、ご検討をお願いいたします。

5. ご不明点の問い合わせ方法

電子契約サービスの操作方法や内容に関するお問い合わせは
弁護士ドットコム株式会社にお願いいたします。

- ・よくある質問
→クラウドサイン操作画面の右下に表示されているアイコンを
クリックすることでアクセスできます。
- ・チャットサービス【おススメ】
- ・問い合わせフォーム

本市の電子契約に関するお問い合わせは契約検査課までお問合せ
ください。 TEL：0187-63-1111（269, 271）

【最後に】

市では電子契約導入の導入により、市の決裁ルートの変更を行う予定です。変更後は、現在の契約締結までの時間が大幅な短縮となる見込みです。

以上となります。

この後は質疑応答の時間となります。

説明会終了後は、アンケートの提出をお願いいたします。